

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第7回）

1. 日 時

平成29年5月25日（木） 10時35分～11時40分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則

<国土交通省>

自動車局：市川旅客課バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐、
鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、株式会社ミヤコーバスについては申請通り認可するが、宮城交通株式会社については上限運賃を修正して認可することとしたい旨説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① なぜ上限運賃を修正して認可するのか。
 - ② 宮城交通株式会社は、外注修繕費比率が非常に高いこと等から、車両修繕費の査定を精査し、結果として査定収支率が100%を超え、申請どおりに認可できないこととなった。今後、同様のケースが生じた際、事業者の納得感が得られるよう原局の努力が必要ではないか。等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 国による査定の結果、申請どおり認可することが適当ではない場合においては、事業者の意向等を踏まえ、適切に処理することとしており、今回の事案においては、申請賃率を修正して認可することが適当であると判断した。

- ② 処理方針は、基本的な考え方のみ定めており、査定の際には自動車局における過去の積み重ねや運輸審議会のご指摘等を踏まえて、様々な修正を加えている。今回精査した車両修繕費の査定方法等についても、しっかりと引き継いでいきたい。

等の回答を得た。

○自動車局の回答について、運輸審議会委員から更に以下の質問があった。

- ① 申請どおりに認可することが適当でない場合において、申請内容を修正して国土交通大臣が認可する以外に、これまでどのような対応がなされてきたのか。また、それぞれどのような場合に当該対応がなされてきたのか。

○これに対して、自動車局より次回審議にてご説明する旨回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。